

◎ 小樽市における宿泊税（制度概要、使途）の基本的な考え方について

1 宿泊税導入の必要性

本市の令和6年度一般会計歳出予算における観光費は年間約2億4千万円と、歳出総額に対して0.4%程度の割合となっています。人口減少や少子高齢化が進む社会構造にあつて、今後も政策的な事業に使える財源が乏しく、硬直した財政構造が続く一方で、外国人観光客の受入れや新たな観光資源の開発など、行政には新たな対応が求められています。

このため、観光振興における受益と負担の関係を踏まえた安定的な新たな財源（宿泊税）を確保し、これまでの取組に加え、魅力の向上や受入環境整備など、観光施策の新規・拡充に取り組むことで、交流人口や観光消費額の増加を促し、地域経済の活性化を図る必要があります。

2 宿泊税の制度概要（案）

税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	ホテル・旅館、簡易宿所、民泊への宿泊行為
課 税 標 準	ホテル・旅館、簡易宿所、民泊への宿泊数
納税義務者	ホテル・旅館、簡易宿所、民泊への宿泊者
税 率	定額制 1人1泊200円
非課税事項	免税点なし 修学旅行等は課税免除
徴 収 方 法	宿泊事業者による特別徴収
課 税 期 間	5年ごとに見直し

< 徴収方法（特別徴収） > ※道税分も一緒に徴収予定（納税）（申告・納入）

宿泊者 ⇒ 宿泊事業者 ⇒ 小樽市

※小樽市から宿泊事業者へ特別徴収奨励金の支払

【参考】北海道と小樽市を合計した宿泊税額（案）

宿泊料金	北海道	小樽市	合計
2万円未満	100円	200円	300円
2万円～5万円	200円		400円
5万円以上	500円		700円

3 宿泊税の税収見込額及び使途（案）

- 1) 税収見込額 約2億2,200万円／年 ※宿泊客延数（R5.4月～R6.3月）1,128千人を基に試算
- 2) 使途（案）
- 新たな財源として導入する「宿泊税」は、納税者となる宿泊者や特別徴収義務者となる宿泊事業者などの十分な理解を得る必要があり、具体的な使途は、協議会の設置などにより関係者の意見等を反映する仕組みを構築します。
- 宿泊税を活用する観光振興施策として以下が挙げられます。小樽観光にとってその時代に即した最良の運用ができるよう使途は柔軟かつ自由度を高め、実効性のある施策を展開していきます。

(1) 歴史遺産や個性ある景観の保全 ① 歴史的建造物の保全 ② 美しい街並みや景観の保全 ③ 歴史的建造物及び景観の周知啓発		(4) マーケティング等に基づく観光戦略策定とそれに基づく取組 ① 観光関連各種調査 ② 地域DMOの施策推進強化 ③ 観光を支える人材の育成 ④ 夜間帯、早朝帯を活用したコンテンツ造成 等	
(2) 観光インフラの整備 ① 公共無線LAN（Wi-Fi）の整備 ② 観光地の除排雪 ③ 観光地の道路、公園・緑地の整備・維持管理 ④ 観光地・観光施設の高付加価値化（ユニバーサル化等） 等		(5) 観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための基金への積立て ① 災害等による観光需要の落ち込みに備えた基金の創設	
(3) 受入環境の整備 ① 観光案内所の機能強化 ② 観光客等災害対応 ③ 観光MaaS構築 ④ オーバーツーリズム対策 等		(6) 賦課徴収に係る経費 ① 特別徴収義務者への奨励金 ② 賦課徴収に係る職員人件費・システム経費 ③ 宿泊税リーフレット（多言語） 等	

※現段階で想定している使途の方向性であり、毎年度事業を構築し、予算案について市議会の議決を経た上で決定

4 宿泊税導入に向けたスケジュール（案）

※道スケジュールと調整

・・・条例可決後・・・					
令和6年	4月	アンケート調査（宿泊者向け）実施	令和7年	1月	宿泊事業者への説明（宿泊税導入）
	4月	宿泊事業者との意見交換			総務省同意申請
	5月	有識者会議への報告		3月	総務省同意（予定）
	9月	3回定例会 条例原案提出			・・・ 周知等 ・・・
		パブリックコメント			宿泊事業者への説明会（特別徴収事務）
	12月	第4回定例会 条例案提出	令和8年	4月	条例施行（徴税開始）

